

防整技第4614号  
31.3.20

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
航空幕僚監部総務部会計課長 殿  
情報本部計画部事業計画課長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官  
( 公 印 省 略 )

建設工事に係る事業監理業務積算要領について（通知）

標記について、建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領について（防整技第7174号。28.3.31）第6の規定に基づき、別紙第1～別紙第5のとおり定めたので、平成31年4月1日以降の入札公告を行うものから適用されたく通知する。

なお、建設工事に係る事業監理業務積算要領について（防整技第7384号。28.4.1）は、平成31年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙第1～別紙第5

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長

## 防衛施設整備監理業務積算要領

### 第1 適用範囲

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）に係る事業監理業務のうち、防衛施設整備監理業務に係る積算価格を算定するに当たっては、建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領について（防整技第7174号。28.3.31）によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 積算価格の算定

#### 1 直接人件費

##### （1）適用単価

直接人件費は、技術者の労務の数量（業務人・日数）に、別に定める基準日額を乗じて算定する。

なお、本業務に従事する技術者は、以下のとおりとする。

##### ア 管理技術者

基準日額は技師（A）を標準とする。

##### イ 担当技術者

基準日額は技師（B）を標準とする。

##### （2）管理技術者

##### ア 打合せ

管理技術者と監督官は、業務着手時、履行期間中、業務完了時に打合せを行うものとし、その経費を計上するものとする。

##### （3）担当技術者

##### ア 人員算定

担当技術者の労務の数量及び委託期間は、対象事業の規模及び内容等を勘案の上、決定するものとする。

##### （ア）委託期間を月単位とする場合

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の職階別の所要延人数（1ヶ月あたり19.5日の勤務を標準とする。）に、別に定める基準日額を乗じて積算する。

なお、1ヶ月あたりの勤務日数については、出勤日数の増減があっても変更の対象としない。

超過勤務手当は、1ヶ月あたり30時間相当分を計上することを標準

とする。

超過勤務時間あたりの単価は、次式による。

時間あたり単価＝基準日額×1／8×1.25×割増対象賃金比

## 2 直接経費

直接経費は、次により算定するものとする。

### (1) 事務用品費

事務用品費は、特記仕様書に明記した場合に計上する。

なお、業務処理に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

### (2) 旅費・交通費

ア 旅費・交通費は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令109号）を適用するものとし、技術者の職階は次による。

技術者の職階	防衛省所管旅費取扱規則の区分
技師（A）	6級
技師（B）、技師（C）	4，3級
技術員	2級

イ 防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間の範囲<sup>注1</sup>にあつては、起点<sup>注2</sup>から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。

注1：「通常の通勤距離、通勤時間の範囲」とは、自動車を使用する場合において、起点から業務場所までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度の範囲とする。

注2：「起点」とは、原則として、競争に参加が可能な者のうち、業務場所に最も近い本支店又は営業所が所在する市役所等とする。

ウ 対象地区において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間の範囲にあつては、業務用車両によるものとし、起点から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は、適宜計上する。

### (3) 現場執務費

ア 勤務及び業務に業務用車両が必要な場合は、次により算定する。

(ア) 業務用車両の規格は、原則として、5人乗りライトバン（1,500cc）とする。

- (イ) 1日あたりの運転時間は、2時間を標準とし、状況により増減するものとする。また、燃料費及び運転時間あたり損料は、当該運転時間とし、供用損料は1日分を計上する。
- (ウ) 業務用車両の損料は、国土交通省総合政策局制定の「請負工事機械経費積算要領」を準用するものとする。
- (エ) 運転労務費は、技術者が直接運転するものとして計上しない。
- (オ) 運転対象日数は、勤務日数とする。
- イ 離島等のため アによりがたい場合は、別途考慮するものとする。
- ウ 業務処理に直接必要な機械器具等に係る費用は、特記仕様書に明示した場合に計上する。
- エ 現場事務所、宿舎等の仮設備費は、特記仕様書に明示した場合に計上するものとし、防衛省発注機関を無償使用する場合は、計上しない。

### 3 その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

その他原価の $\alpha$ は25%とする。

また、係数 $(\alpha / 1 - \alpha)$ の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

### 4 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

一般管理費等の $\beta$ は35%とする。

また、係数 $(\beta / 1 - \beta)$ の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 防衛施設技術審査業務積算要領

### 第1 適用範囲

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）に係る事業監理業務のうち、防衛施設技術審査業務に係る積算価格を算定するに当たっては、建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領について（防整技第7174号。28.3.31）によるほか、この要領によるものとする。

### 第2 積算価格の算定

#### 1 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とし、本要領に基づき算出した業務項目毎の技術者の労務の数量に、別に定める基準日額を乗じて得たものの総和とする。

##### (1) 打合せ

業務の実施にあたり監督官と管理技術者は、業務の着手時に業務全体計画について、業務完了時に提出資料の取りまとめ等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。

また、審査対象工事の区分等も踏まえ、所要の区切り毎等、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。

##### ア 業務全体計画等に関する打合せ

打合せ1回あたり技師（A）0.5人を計上するものとする。

##### イ 審査対象工事の区分等を踏まえた打合せ

所要の区切り毎等に打合せを行う場合、作業を実施する月に2回打合せを計上することができるものとし、業務全体計画等に関する打合せと兼ねることができるものとする。

なお、打合せ1回あたり技師（A）0.5人を計上するものとする。

##### (2) 工事発注資料の作成

工事発注に際し、必要となる入札公告、入札説明書等のひな形を電子データで受け取り、監督官から指定された条件に合うように加工して案を作成するものである。

なお、総合評価方式のタイプ、競争参加資格要件、技術提案の評価項目等の基本条件については、監督官が指示するものとし、契約手続きフローの作成は業務に含まれない。

ア 技術提案評価型（1 工事あたり）

職 階 区 分	直接人件費（人）				備 考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
入札公告・入札説明書の作成	0. 3 7		1. 1 6	0. 8	

イ 施工能力評価型（1 工事あたり）

職 階 区 分	直接人件費（人）				備 考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
入札公告・入札説明書の作成		0. 2 3	0. 7 1	0. 5 2	

(3) 競争参加資格及び企業の技術力等の確認・整理

下記の項目について下表を見込むものとする。

ア 法令に基づく一般競争参加資格要件に対する適否、指名停止措置の有無、警察当局からの排除要請の有無及び本支店・営業所の所在地等について一覧表に整理したものを作成する。

イ 企業の同種又は類似工事実績、配置予定技術者の資格及び同種又は類似工事の実績等について一覧表に整理したものを作成するものとする。

ウ ア及びイについて根拠資料として、上記一覧表に整理した項目毎に、その評価の根拠が分かるように補助表等を作成するものとする。

(ア) 技術提案評価型（1 者、1 工事あたり）

職 階 区 分	直接人件費（人）				備 考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
一般競争参加資格／指名停止等		0. 0 1	0. 0 2	0. 0 3	
企業同種実績／技術者同種実績等	0. 0 3	0. 0 4	0. 1 5	0. 1 4	

上記歩掛に競争参加者数を乗じて歩掛を算出する。

(イ) 施工能力評価型（1 者、1 工事あたり）

職 階 区 分	直接人件費（人）				備 考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
一般競争参加資格／指名停止等		0. 0 1	0. 0 2	0. 0 5	
企業同種実績／技術者同種実績等		0. 0 5	0. 1 0	0. 0 9	

上記歩掛に競争参加者数を乗じて歩掛を算出する。

(4) 企業による技術提案等の分析・整理

各工事入札参加者の技術提案（又は施工計画）について、個別事案毎に分析した結果を一覧表に整理するものとする。

技術提案（又は施工計画）を含む全ての評価項目について、分析した結果を一覧表に整理するものとする。

なお、根拠資料は、審査資料案作成のために収集した資料（情報）等を含む審査資料案作成の根拠となる資料とする。

ア 標準型（WTO標準型を含む）及び高度技術提案型

技術提案に係る各項目のいずれか1項目又は施工計画1項目を標準として分析整理を行うものである。

【技術提案に係る項目】

- ・総合的なコストに関する技術提案
- ・工事目的物の性能・機能に関する技術提案
- ・社会的要請に関する技術提案

【ヒアリングに向けた確認事項の整理】

発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理するものとする。

(ア) 技術提案評価型（1項目、1者、1工事あたり）

職 階 区 分	直接人件費（人）				備 考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
施工計画又は技術提案	0.32		0.31		

- ・ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は1.25を乗じる。
- ・1工事における技術提案の1項目に対する平均提案数が5を越える場合は、2.0を乗じる。

イ 企業の施工実績等評価

企業の施工成績、配置予定技術者の能力、企業の技術力（過去の加算点の平均）についてとりまとめ、一覧表に整理する。

なお、この他の項目について整理する場合は別途考慮すること。

(ア) 技術提案評価型（1者、1工事あたり）

職 階 区 分	直接人件費（人）				備 考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
企業成績・表彰／配置 予定技術者成績・表彰 ／過去の加算点	0.02	0.02	0.06	0.09	

上記歩掛に競争参加者数を乗じて歩掛を算出する。

(イ) 施工能力評価型（1者、1工事あたり）

職階 区分	直接人件費（人）				備考
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
企業成績・表彰／配置	0.04		0.08	0.07	
予定技術者成績・表彰	(0.02)		(0.05)	(0.05)	
／過去の加算点	((0.02))		((0.03))	((0.02))	

- ・ 3者及び4者の部分は、括弧内の歩掛を適用する。
- ・ 5者以上20者以下の部分は、二重括弧内の歩掛を加える。
- ・ ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は1.25を乗じる。
- ・ 1工事における技術提案の1項目に対する平均提案数が5を超える場合は2.0を乗じる。

2 直接経費

直接経費は、次により算定するものとする。

(1) 事務用品費

事務用品費は、特記仕様書に明記した場合に計上する。

なお、業務処理に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

(2) 旅費・交通費

ア 旅費・交通費は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令109号）を適用するものとし、技術者の職階は次による。

技術者の職階	防衛省所管旅費取扱規則の区分
技師（A）	6級
技師（B）、技師（C）	4，3級
技術員	2級

イ 防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間の範囲<sup>注1</sup>にあつては、起点<sup>注2</sup>から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。

注1：「通常の通勤距離、通勤時間の範囲」とは、自動車を使用する場合において、起点から業務場所までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度の範囲とする。

注2：「起点」とは、原則として、競争に参加が可能な者のうち、業務場所に最も近い本支店又は営業所が所在する市役所等とする。

ウ 対象地区において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間



の範囲にあつては、業務用車両によるものとし、起点から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は、適宜計上する。

### 3 その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

その他原価の $\alpha$ は25%とする。

また、係数 $(\alpha / 1 - \alpha)$ の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

### 4 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

一般管理費等の $\beta$ は35%とする。

また、係数 $(\beta / 1 - \beta)$ の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 積算等技術支援業務積算要領

### 第1 適用範囲

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）に係る事業監理業務のうち、積算等技術支援業務に係る積算価格を算定するに当たっては、建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領について（防整技第7174号。28.3.31）によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 積算価格の算定

#### 1 直接人件費

##### （1）適用単価

直接人件費は、技術者の労務の数量（業務人・日数）に、別に定める基準日額を乗じて算定する。

なお、本業務に従事する技術者は、以下のとおりとする。

##### ア 管理技術者

基準日額は技師（A）を標準とする。

##### イ 担当技術者

対象業務の内容等を勘案の上、決定するものとする。

##### （2）管理技術者

業務の実施にあたり監督官と管理技術者は、業務の着手時に業務全体計画について、業務完了時に提出資料の取りまとめ等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。

また、業務の区分等も踏まえ、所要の区切り毎等、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。

##### ア 業務全体計画等に関する打合せ

打合せ1回あたり0.5人を計上するものとする。

##### イ 業務の区分等を踏まえた打合せ

所要の区切り毎等に打合せを行う場合、作業を実施する月に打合せを計上することが出来るものとし、業務全体計画等に関する打合せと兼ねることが出来るものとする。

なお、打合せ1回あたり0.5人を計上するものとする。

(3) 担当技術者

ア 人員算定

担当技術者の労務の数量及び委託期間は、対象業務の内容等を勘案の上、決定するものとする。

(ア) 委託期間を月単位とする場合

人件費は、業務処理に従事する技術者の職階別の所要延人数（1ヶ月あたり19.5日の勤務を標準とする。）に、別に定める基準日額を乗じて積算する。

なお、1ヶ月あたりの勤務日数については、出勤日数の増減があっても変更の対象としない。

超過勤務手当は、1ヶ月あたり30時間相当分を計上することを標準とする。

超過勤務時間あたりの単価は、次式による。

時間あたり単価＝基準日額×1／8×1.25×割増対象賃金比

2 直接経費

直接経費は、次により算定するものとする。

(1) 事務用品費

事務用品費は、特記仕様書に明記した場合に計上する。

なお、業務処理に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

(2) 旅費・交通費

ア 旅費・交通費は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令109号）を適用するものとし、技術者の職階は次による。

技術者の職階	防衛省所管旅費取扱規則の区分
技師（A）	6級
技師（B）、技師（C）	4，3級
技術員	2級

イ 防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間の範囲<sup>注1</sup>にあつては、起点<sup>注2</sup>から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。

注1：「通常の通勤距離、通勤時間の範囲」とは、自動車を使用する場合において、起点から業務場所までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距

離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度の範囲とする。

注2:「起点」とは、原則として、競争に参加が可能な者のうち、業務場所に最も近い  
本支店又は営業所が所在する市役所等とする。

ウ 対象地区において業務を実施する場合で、通常通勤距離、通勤時間の範囲にあつては、業務用車両によるものとし、起点から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は、適宜計上する。

### (3) 現場執務費

ア 勤務及び業務に業務用車両が必要な場合は、次により算定する。

(ア) 業務用車両の規格は、原則として、5人乗りライトバン(1,500cc)とする。

(イ) 1日あたりの運転時間は、2時間を標準とし、状況により増減するものとする。また、燃料費及び運転時間あたり損料は、当該運転時間とし、供用損料は1日分を計上する。

(ウ) 業務用車両の損料は、国土交通省総合政策局制定の「請負工事機械経費積算要領」を準用するものとする。

(エ) 運転労務費は、技術者が直接運転するものとして計上しない。

(オ) 運転対象日数は、勤務日数とする。

イ 離島等のため アによりがたい場合は、別途考慮するものとする。

ウ 業務処理に直接必要な機械器具等に係る費用は、特記仕様書に明示した場合に計上する。

エ 現場事務所、宿舎等の仮設備費は、特記仕様書に明示した場合に計上するものとし、防衛省発注機関を無償使用する場合は、計上しない。

## 3 その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

その他原価の $\alpha$ は35%とする。

また、係数( $\alpha / 1 - \alpha$ )の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 4 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

一般管理費等の $\beta$ は35%とする。

また、係数( $\beta / 1 - \beta$ )の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 土木工事に係る工事監理業務積算要領

### 第1 適用範囲

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）に係る事業監理業務のうち、土木工事の工事監理業務に係る積算価格を算定するに当たっては、建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領について（防整技第7174号。28.3.31）によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 積算価格の算定

#### 1 直接人件費

##### (1) 適用単価

直接人件費は、技術者の労務の数量（業務人・数量）に別に定める基準日額を乗じて算定する。

なお、本業務に従事する技術者は、以下のとおりとする。

##### ア 管理技術者

基準日額は、技師（A）を標準とする。

##### イ 担当技術者

基準日額は、技師（C）を標準とする。

##### (2) 管理技術者

##### ア 打合せ

管理技術者と監督官は、業務着手時、履行期間中、業務完了時に打合せを行うものとし、その経費を計上するものとする。

##### イ 工事書類等の確認

管理技術者が、対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認するために必要な経費として1工事あたり0.4人を計上するものとする。

##### ウ 担当技術者の指揮・監督

管理技術者が、事業監理共通仕様書及び特記仕様書に示す内容について担当技術者が適切に行うように指揮監督するために必要な経費を毎月計上するものとする。ただし、想定される担当技術者が2人以下の場合は、0.5を乗じるものとする。

担当技術者が常駐の場合は、次式による。

指揮・監督（人）＝担当技術者常駐月数

（ただし、想定される担当技術者が2人以下の場合は0.5を乗じる。）

担当技術者が巡回の場合は次式による。

指揮・監督（人）＝担当技術者巡回回数／19.5

（ただし、想定される担当技術者が2人以下の場合は0.5を乗じる。）

常駐と巡回の組合せの場合は、指揮・監督（人）を足し合わせるものとする。

### （3）担当技術者

#### ア 人員算定

担当技術者の労務の数量及び委託期間は、次の各事項を勘案の上、工程表等を作成し、適正に算定する。

- ・工事規模及び内容
- ・工事現場の立地条件
- ・工事監督官の配置状況
- ・その他

#### （ア）委託期間を月単位とする場合

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の職階別の所要延人数（1ヶ月あたり19.5日の勤務を標準とする。）に、別に定める基準日額を乗じて算定する。

なお、1ヶ月あたりの勤務日数については、出勤日数の増減があっても変更の対象としない。

超過勤務手当は、1ヶ月あたり30時間相当分を計上することを標準とする。

超過勤務手当における時間あたりの単価は、次式による。

時間あたり単価＝基準日額×1／8×1.25×割増対象賃金比

## 2 直接経費

直接経費は、次により算定するものとする。

### （1）事務用品費

事務用品費は、特記仕様書に明記した場合に計上する。

なお、業務処理に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

### （2）旅費・交通費

ア 旅費・交通費は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令109号）を適用するものとし、技術者の職階は次による。

技術者の職階	防衛省所管旅費取扱規則の区分
技師（A）	6級
技師（B）、技師（C）	4、3級
技術員	2級

イ 防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大

学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間の範囲<sup>注1</sup>にあつては、起点<sup>注2</sup>から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。

注1：「通常の通勤距離、通勤時間の範囲」とは、自動車を使用する場合において、起点から業務場所までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度の範囲とする。

注2：「起点」とは、原則として、競争に参加が可能な者のうち、業務場所に最も近い本支店又は営業所が所在する市役所等とする。

ウ 対象地区において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間の範囲にあつては、業務用車両によるものとし、起点から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は、適宜計上する。

### (3) 現場執務費

ア 勤務及び業務に業務用車両が必要な場合は、次により算定する。

(ア) 業務用車両の規格は、原則として、5人乗りライトバン(1,500cc)とする。

(イ) 1日あたりの運転時間は、2時間を標準とし、状況により増減するものとする。また、燃料費及び運転時間あたり損料は、当該運転時間とし、供用損料は1日分を計上する。

(ウ) 業務用車両の損料は、国土交通省総合政策局制定の「請負工事機械経費積算要領」を準用するものとする。

(エ) 運転労務費は、技術者が直接運転するものとして計上しない。

(オ) 運転対象日数は、勤務日数とする。

イ 離島等のため アによりがたい場合は、別途考慮するものとする。

ウ 業務処理に直接必要な機械器具等に係る費用は、特記仕様書に明示した場合に計上する。

エ 現場事務所、宿舍等の仮設備費は、特記仕様書に明示した場合に計上するものとし、防衛省発注機関を無償使用する場合は、計上しない。

## 3 その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

その他原価の $\alpha$ は25%とする。

また、係数( $\alpha / 1 - \alpha$ )の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

一般管理費等の $\beta$ は35%とする。

また、係数 $(\beta / 1 - \beta)$ の端数は、パーセント表示の小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。



建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務積算要領

第1 適用範囲

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）に係る事業監理業務のうち、建築工事、設備工事及び通信工事の工事監理業務に係る積算価格を算定するに当たっては、建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領について（防整技第7174号。28.3.31）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 積算価格の算定

1 直接人件費

(1) 管理技術者と監督官は、業務着手時、履行期間中、業務完了時に打合せを行うものとし、その経費を計上するものとする。

(2) 技術者の労務の数量（業務人・日数）は、次の各事項を勘案の上、工程表等を作成し、適正に算定する。

- ア 工事規模及び内容
- イ 工事現場の立地条件
- ウ 工事監督官の配置状況
- エ その他

(3) 直接人件費は、技術者の労務の数量に別に定める基準日額を乗じて算定する。

なお、本業務に従事する技術者は、以下のとおりとする。

- ア 管理技術者  
基準日額は技師（A）を標準とする。
- イ 担当技術者  
基準日額は技師（C）を標準とする。

(4) 委託期間を月単位とする場合の直接人件費は、業務処理に従事する技術者の職階別の所要延人数（1ヶ月あたり19.5日の勤務を標準とする。）に、別に定める基準日額を乗じて算定する。

なお、1か月あたりの勤務日数については、出勤日数の増減があっても変更の対象としない。

(5) 委託期間を月単位とする場合、1ヶ月あたり30時間相当分の超過勤務手当を計上することを標準とする。

(6) 超過勤務手当における時間あたりの単価は、次式による。  
時間あたり単価＝基準日額×1／8×1.25×割増対象賃金比

2 諸経費  
諸経費率は110／100を標準とする。

3 技術経費  
技術経費率は15／100を標準とする。

4 特別経費  
特別経費は、次により算定するものとする。

(1) 事務用品費  
事務用品費は、特記仕様書に明記した場合に計上する。  
なお、業務処理に必要な専門図書は、技術料等経費に含まれる。

(2) 旅費・交通費  
ア 旅費・交通費は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令109号）を適用するものとし、技術者の職階は次による。

技術者の職階	防衛省所管旅費取扱規則の区分
技師（A）	6級
技師（B）、技師（C）	4，3級
技術員	2級

イ 防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間の範囲<sup>注1</sup>にあつては、起点<sup>注2</sup>から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。

注1：「通常の通勤距離、通勤時間の範囲」とは、自動車を使用する場合において、起点から業務場所までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度の範囲とする。

注2：「起点」とは、原則として、競争に参加が可能な者のうち、業務場所に最も近い本支店又は営業所が所在する市役所等とする。

ウ 対象地区において業務を実施する場合で、通常の通勤距離、通勤時間の範囲にあっては、業務用車両によるものとし、起点から業務場所までの旅費・交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は、適宜計上する。

### (3) 現場執務費

ア 勤務及び業務に業務用車両が必要な場合は、次により算定する。

(ア) 業務用車両の規格は、原則として、5人乗りライトバン(1,500cc)とする。

(イ) 1日あたりの運転時間は、2時間を標準とし、状況により増減するものとする。また、燃料費及び運転時間当たり損料は、当該運転時間とし、供用損料は1日分を計上する。

(ウ) 業務用車両の損料は、国土交通省総合政策局制定の「請負工事機械経費積算要領」を準用するものとする。

(エ) 運転労務費は、技術者が直接運転するものとして計上しない。

(オ) 運転対象日数は、勤務日数とする。

イ 離島等のため、アによりがたい場合は、別途考慮するものとする。

ウ 業務処理に直接必要な機械器具等に係る費用は、特記仕様書に明示した場合に計上する。

エ 現場事務所、宿舍等の仮設備費は、特記仕様書に明示した場合に計上するものとし、防衛省発注機関を無償使用する場合は、計上しない。